

防衛省防衛研究所仕様書

件名	防衛研究所配信動画の制作支援役務	作成	企画部 企画調整課
----	------------------	----	-----------

1. 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所（以下、「防衛研究所」という。）配信動画の制作支援役務について規定する。

2. 役務の概要

防衛研究所が行っている活動について紹介する配信用動画を官側が提供する映像データを基に2本制作支援する。

3. 役務の内容

(1) 制作コンセプト

ア 防衛研究所が行っている活動について、国内外に幅広く情報発信し、防衛研究所の活動に対するより一層の理解の促進を図ることを目的とする。

イ 国内外を問わず、広く一般をターゲットとして制作する。

ウ 各動画のテーマと趣旨については別紙のとおり。

(2) 工程及び日程管理等

ア 工程管理者の指定

契約相手方は、契約締結後速やかに、作業工程を管理し、また官側との連絡調整を行う工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に提出する。

イ 工程・日程管理

契約相手方は工程表の案を作成して官側に提出し、その承認を得て作業を進行する。工程に変更が生じる場合は、遅滞なく工程表を改定して官側の承認を得なければならない。

ウ 連絡調整

契約相手方は官側との連絡を密にし、必要に応じ官側に指示を求めるものとする。

(3) 制作支援要領等

ア 動画制作に伴う企画書の提出

契約相手方は、動画制作にあたり、まず、3. (1) ウの各動画のテーマと趣旨を基に官側と調整し、企画、構成、演出等を含んだ企画書を提出し、官側の承認を得ること。

イ 動画時間

1本当たり10分程度とする。

ウ 動画撮影

原則として動画撮影は官側が行うものとし、契約相手方は官側で実施する動画撮影に立会い、撮影の技術的なアドバイスをを行うものとする。

エ 動画編集

契約相手方は3. (3) アの企画書により、官側が撮影した動画を基に編集等を行う。

オ 動画に必要な素材

官側で撮影した動画以外に必要な素材については、表のとおりとし契約相手方が購入するものとする。共同通信社の写真映像サービス「イメージリンク」の利用を基準とし、動画利用の権利、ウェブ掲載利用の権利及び防衛研究所庁舎内のデジタルサイネージ等で放映する権利を購入すること。

表

商品コード	販売元	数量・単位
2022082911439	株式会社共同通信社イメージズ	1点
2022092406438	株式会社共同通信社イメージズ	1点
2018053000157	株式会社共同通信社イメージズ	1点
2018042100057	株式会社共同通信社イメージズ	1点
2022030111822	株式会社共同通信社イメージズ	1点
2022042801741	株式会社共同通信社イメージズ	1点

カ ナレーション

必要に応じてナレーションをいれること。いれる際は官側と事前に調整すること。

キ テロップ

必要に応じてテロップをつけること。

ク BGM

必要に応じてBGMを準備するものとし、BGM使用に伴う著作権等の諸手続きについては、契約相手方が行う。

ケ CG

必要に応じてCGを作成すること。

コ 演出

一般向け配信動画として相応しい演出を加えること。

サ 校正

契約相手方は、完成までに官側による内容の確認及び修正指示の機会を最低3回は設けるものとする。

シ 納品

完成した動画については、DVDで納品する。

ス 配信

完成した動画については、YouTube内の防衛省防衛研究所公式チャンネルにおいて配信を行うものとする。また、YouTube以外に防衛研究所ホームページへ掲載、防衛研究所庁舎内のデジタルサイネージ等での放映、Twitter及びFacebookを利用した配信についても行う場合がある。

4. 納入場所

防衛研究所

5. 納期

令和5年3月28日(火)

6. 検査

3項に基づき目視検査を実施する。

7. 契約相手方に関する条件

契約相手方は応札の条件として、直近1年間の動画の作成実績が確認できる資料を官側に提出すること。その際動画配信サイト等で視聴可能な場合はURL若しくは動画名を記載すること。

8. その他

- (1) 契約相手方は、本件実施にあたっては確実、迅速に実施するものとし、官側が必要とする場合は適時来所の上協議し、納品に遅滞を招かないようにしなければならない。
- (2) 契約相手方は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、契約相手方は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 本業務で作成した動画の著作権等の権利については、全て官側に帰属する。ただし、音楽及び各社が所有する素材を挿入した場合や、報道映像等を使用した場合は、それにかかる著作権は保護される。
- (4) 契約相手方は、本件を実施するにあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、守秘義務を負い、その効力は本契約終了後も継続するものとする。
- (5) 契約相手方の責めに帰すべき事由により、官側または第三者に損害を与えた場合、契約相手方は損害賠償の責を負うものとする。
- (6) 官側から借り受けた資料(データも含む。)の管理については亡失、流出等がないよう十分な管理体制をもって行うこととし、亡失又は流出の事象が発生した場合には速やかに官側に報告するものとする。
- (7) 契約の適用基準は、関係法令による。
- (8) この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側と協議する。

各動画のテーマと趣旨

1 本目：研究者によるトピック講義

(1) テーマ：核兵器の役割と核抑止

(2) 趣旨：現在、米中露の大国間競争や、中国やロシアの核戦力の増強、ウクライナ戦争におけるロシアによる核恫喝等を背景に、安全保障上核兵器が果たす役割や核抑止に関心が高まっていることを踏まえ、防衛研究所研究者が核抑止について、一般視聴者を対象に平易な語り口により解説を行う。

2 本目：戦史史料紹介動画

(1) テーマ：史料室所蔵の戦史史料を紹介する動画

(2) 趣旨：令和3年度は一般向けに史料室の組織・施設を紹介する動画を作成しYouTube防研アカウントに投稿。4年度以降は、史料室が所蔵する旧日本陸海軍の戦史史料を紹介する動画を逐次作成し史料室への関心の定着を図る。以上を踏まえ、本件動画では、所蔵戦史史料の4つの分類体系（陸軍省大日記、陸軍一般史料（陣中日誌・戦闘詳報等）、海軍省公文備考、海軍一般史料（戦時日誌・戦闘詳報等））を軸として、約10万冊に及ぶ戦史史料の所蔵経緯、さらには代表的な史料を紹介することで、史料室が所蔵する戦史史料の全体像を紹介する。なお、本件では、CGにより作成した作戦図等を用いるなどビジュアルに訴えつつ、ナレーターによる平易な語り口で解説するものとする。